

評価委員会が行う評価の方法（案）について

1 評価委員会が行う評価の種類

- (1) 事業年度評価（地方独立行政法人法第28条）
各事業年度における法人の業務の実績に関する評価
 - (2) 中期目標期間先行評価（任意）
中期目標期間（初年度～3年度の3年間）における法人の業務の実績に関する評価
 - (3) 中期目標期間評価（地方独立行政法人法第30条）
中期目標期間（5年間）における法人の業務の実績に関する評価
- ※ (1)～(3)にかかる評価の具体的な方法は、評価委員会が設定する。

2 評価方法の設定に当たっての基本的な考え方

地方独立行政法人制度における目標管理と事後評価の意義

知事が定める中期目標、法人が作成する中期計画の進捗・達成状況を、評価委員会が定期的にチェックし、その結果を法人の業務運営の改善等に反映させる。



- 信頼性の確保 …客観的な評価、実効性のある評価、透明性の高い評価
- 過重負担の回避…評価委員会、法人双方にとって、簡易で効率的な評価

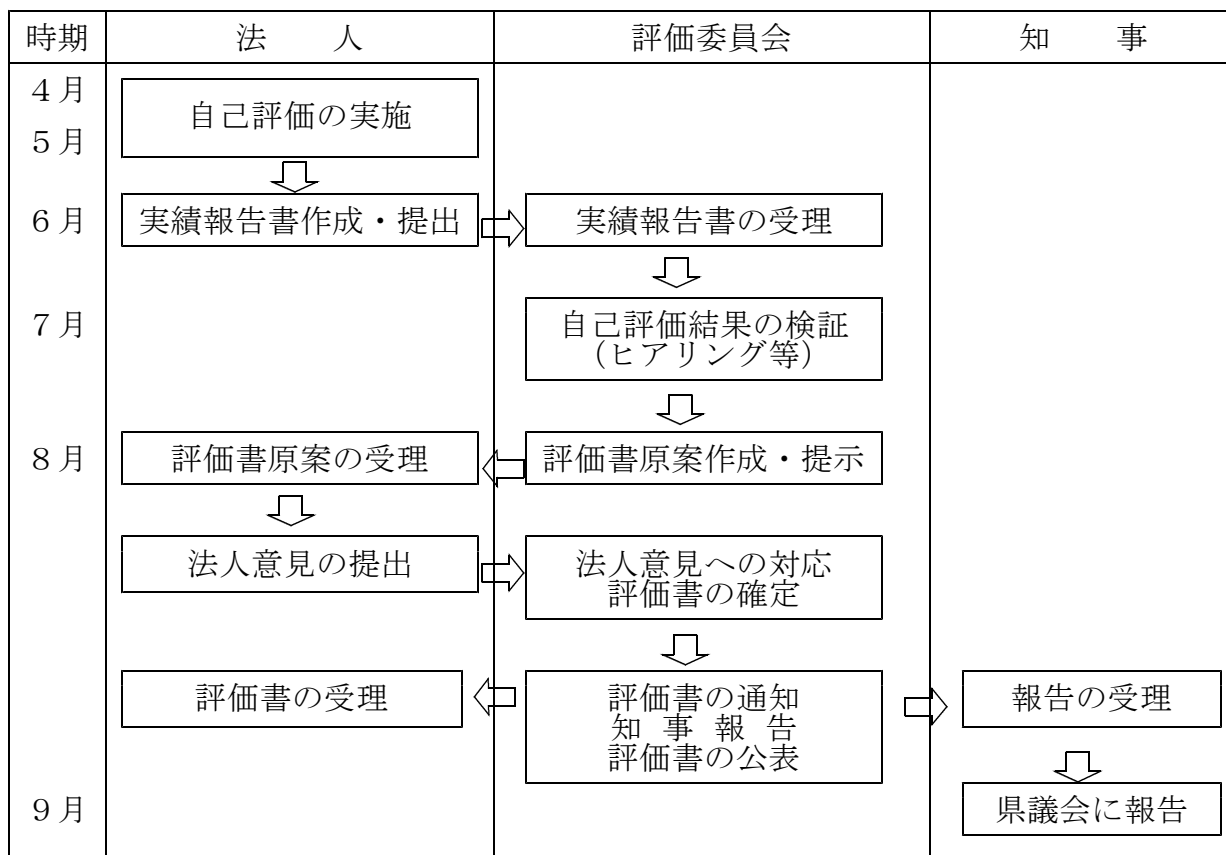
3 評価方法の要点

評価委員会における評価は、法人による自己評価実施方針を採用し、間接手法による評価を実施する。

1. 評価の手法
法人の自己評価を活用する間接評価《実効性・効率性》
2. 評価基準
 - (1) 事業年度評価
各事業年度における中期計画の進捗状況を5段階評価
 - (2) 中期目標期間評価
当該中期目標期間における中期目標の達成度を5段階評価

※ 評価基準は、法人の自己評価実施方針を採用《一貫性、効率性、客観性》
3. 評価結果の決定手続
評価結果の決定に先立ち法人に意見申立の機会を付与《客観性》
4. 会議の公開
評価の実施に係る会議は公開《透明性》

4 評価実施の手順及びスケジュール



注1 法人は実績報告書を6月末までに評価委員会へ提出

注2 評価委員会は、評価の実施にあわせて、知事が行う法人の財務諸表の承認及び余剰金の繰越承認に係る意見（地独法34③、40⑤）を取りまとめる。

5 評価実施の際の視点

1. 自己評価結果の適切性、妥当性の検証
 - (1) 自己評価は定められた評価方法に従って行われているか。
 - (2) 自己評価の結果と異なる判断をすべき事項はあるか。
2. 法人の業務運営の特徴等の抽出
 - (1) 法人の業務運営の特徴、長所、問題点は何か
 - (2) 法人の業務の実績と計画との著しい乖離が継続的に生じている事項はあるか
 - (3) 法人が計画を遂行する過程でどのような努力を行ってきたか
 - (4) 法人の財政状態や運営状況に関し、今後の業務の適性かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が存在するか
3. 勧告事項の抽出

法人の対し業務運営の改善等を義務的に求める事項はあるか 等